

演

法人税制と個人所得税制の統合

講

—利子・配当・キャピタルゲイン課税のあり方をめぐって—

馬 場 義 久

小山理事長

ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、早稲田大学教授の馬場義久先生です。恒例ですので、私から簡単に先生のご経歴をご紹介させていただきます。

馬場先生は昭和二四年のお生まれで、一橋大学経済学部をご卒業になり、同大学大学院の修士課程及び博士課程を履修されました後、関東学院大学助教授、長崎大学教授を経て、平成五年四月に早稲田大学政治経済学部教授に就任され、現在に至っております。

馬場先生のご専門は財政学で、最近の著書としては、平成一年有斐閣からお出しになった『税制改革の潮流』、昨年税務経理協会からお出しになった『消費課税の理論と課題』(ともに共著)等があります。また、石弘光教授との共訳で、昭和六三年にベックマン

の『税制改革の理論と現実』を東洋経済新報社からお出しになっています。

私たちの研究所が証券業協会の委託を受けて、平成五年夏以来実施してまいりました証券税制研究会の報告書がこの月末に公表されましたが、馬場先生にはこの研究会の中心的なメンバーのお一人として参加していただきました。

本日は、その馬場先生に、この報告書の中でも主要なテーマとして取り上げられておりますが、「法人税制と個人所得税制の統合—利子・配当・キャピタルゲイン課税のあり方をめぐって—」と題してお話し頂いたことといたしました。

ご清聴をお願いいたします。それでは先生、よろしくお願いします。

ただいまご紹介をいただきました早稲田大学の馬場でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうお話しいたしますテーマは、今理事長か

らじ紹介がありましたように、平成五年から証券税制研究会がありまして、そのメンバーの一人として参加させていただき、そこで私が勉強させていたい

ただきましたことを中心にお話をさせていただきたいと思います。

あらかじめ講演のメモが配られていると思いますが、基本的にそれはそれに即しましてお話をさせていただきます。ただ、学者の一人がこう考えているという一つの考え方でありますので、実務でご活躍の皆様からいたしますと少し観念的かなとご判断されるかもしれません、参考意見としてお聞きいただきたいだけ幸いであります。

らの年金基金、寄附組織などを指していくまして、資産の運用収益が発生した段階においては非課税あるいは普通の投資家よりは軽減されている、優遇課税扱いされているような組織のことを申しております。

その現実的な意味ですが、日本はまだそれほどではありませんが、例えばアメリカの法人企業が社債、借入金などで借金をした、いわゆる法人債務のストックの四六%は非課税組織が持っています。また、エクイティ・ファイナンスをして、法人が株式を発行すると、当然片方の側に投資家がいるわけですけれども、その株式の三七%（ストックベース）は非課税組織が所有している。以上は、一九九〇年の数字でありますが、資本市場でかなり重要なウエートを占めている組織であります。

日本でこれに該当するのは、非常に細かいこと

きょうの主題は、そこへ書きましたように法人税と個人所得税の統合問題という、古くから財政学でいわれているテーマについてお話をしたいということであります。

最初にキーワードを二つばかりご紹介させていただいて、そのキーワードを前提にお話をしたいと考えます。

一、二つのキーワード

キーワードは二つあります。一つは非課税組織といわれるものであります。これは、例えば年金基金、寄附組織、教育組織という団体が個人から資金を集め、証券会社等を通じて、株式を買って配当を得たり、あるいは債券を買って利子を得ますが、そのときに、その組織自体には課税されないということであります。非課税組織とはこれ

になりますけれども、例えば、郵便貯金の自主運用部分とか簡保の市場運用部分、あるいは年金福祉事業団による厚生年金とか国民年金の自主運用部分、それから、厚生年金基金はごく例外的に積立金に課税がありますけれども、ほとんど課税されませんので、厚生年金基金なども入る。日本でも今後自主運用等が広がっていくと、こういう組織が重要になってくるのではないかと思います。最初のキーワードは非課税組織ということであります。

二番目のキーワードは課税の中立性です。これはやや理論的な概念であります。例えば消費税反対だ、あるいは所得税は反対、所得税よりも消費税がいいというときに税制を判断する場合は、判断する基準がなければいけない。税金を払うのは皆嫌いだと思いますが、嫌いだから嫌だというわけにはいきません。財政学では、ある税制が

いいとか悪いとか判断する基準を租税原則と申します。現在の財政学で重視される租税原則は、大きくて三つあります。一つは、税は公平でなければならぬという公平性。それから、二番目がきょうのキーワードの一つであります課税の中立性。中立的な課税ということです。三番目が租税執行が容易である。租税執行が容易だという点で一番シンプルなのは、例えば二十歳以上の人から年間一〇万円ずつお金を取るというような人頭税で、イギリスのサッチャーさんが辞任に追い込まれる一因となりました。これは一番簡単で、お金持ちからも貧しい人からもみんな一〇万円取るのは、租税当局にとっては取りやすいかも知れないけれども、やっぱり不公平だ。租税執行の条件は満たすけれども公平性は満たせないわけで、以上三つの税制判断の基準があります。

そのうち、公平性については、それはそれでい

法人税制と個人所得税制の統合

ていた資本、労働が、以前のものが適正だとすれば少し少なくなつて、過少になつてしまふ。

あるいは、累進度の厳しい労働所得税、賃金税をかけたとします。例えば日本の個人所得税と住民税を合わせますと、一番高いところで六四%の税金が取られますから、手取りがネットで三六%にしかならないということになります。そんなところまで行くと、労働するよりも遊んだ方がいいということで民間の経済主体に変化を及ぼして、資源配分に歪みが生じる。その歪みができるだけ少なくする税のかけ方をしましょうというのが課税の中立性であります。

以上が、課税の中立性の一般論ですが、本日お話をさせていただきます中立性についてもう少し意味を特定化いたしますと、企業が投資の資金をファイナンスするときに、借り入れと内部留保で賄うかあるいは新株発行で賄うか、デットで賄う

いろいろ議論があるのですが、課税の中立性は、労働とか資本のいわゆる資源配分を余り税金によつて変えないで、民間に任せておくと、ちょうど最適な、必要な部門に必要なだけ資本や労働が投入されるのに、そこで変な課税をすると配分が変わってしまう、課税前よりも非常に不効率になる、むだな資源配分をしてしまうのではないかということであります。資源配分の歪みを一番少なくするような税金がいいのではないかということが、課税の中立性であります。

例えば、地価税というのが導入されました。これは本当かどうか知りませんが、百貨店がお歳暮のときに、以前は取らなかつたのに都内の配達料金まで取るようになつたのは地価税の一つの結果ではないかとしますと、以前配達を頼んでいた人が今度は頼まなくなりますから、配達に投入されか、エクイティで賄うかという選択があります。この選択に関して、特定の税によって借り入れを選択させる、あるいは新株を選択させるというようなことが起こらないという税制を、課税の中立性と申しております。

今、資金の需要側からお話ししましたが、資金の供給者、つまり投資家にとってどういう意味をもつかといいますと、企業が借り入れしたときに社債で応じれば投資家は利子を取得する。企業が内部留保を高めれば将来配当がふえるという予想のもとで、株価が上がってキャピタルゲインが生じる。それから、新株発行で応じれば配当がある。資金供給者にとっては、一〇〇万円のお金を投資して、ある収益率を得たときに、利子であろうと、キャピタルゲインであろうと、配当であろうと、同じ税率で課税されて、利子の方がより有利だ、だからより社債に応じようといったことのない税

制ということで、したがって、特定の資産所得が課税上差別されない、一部分優遇したり、冷遇したりすることがないような税制である。これは、

やはり資本市場の円滑な発展といいますか、ある

いは資金の効率的な配分にとって不可欠であると

いうことで、課税の中立性が重視されます。

以上、要するに税制が特定の資金調達方法を選択させないということをお話しいたしましたが、

非課税組織と課税の中立性ということがキーワードであります。

最初に結論めいたことをいいますと、インピュ

テーション法といわれるものは、この非課税組織と課税の中立性という二つの点からすると、非常に大きな限界を持つているのではないかというこ

とであります。

二、なぜ統合問題か

次に、包括的所得税論と法人税・個人所得税の統合問題についてお話ししたいと思いますが、そもそも、この統合問題というのは、どういう考え方から出てきたのだろうかという基礎的なことを少しお話ししたいと思います。これは、同時にインピュテーション法を理論づけている議論が包括的所得税論でありますので、その理論的な基礎をお話ししたいということであります。

先ほどもいいましたように、税制判断の基準で租税原則というのがあるので、一体どういう税制が国民经济的にベストか。政府が例えばとにかく一〇〇兆円税金を取らなくてはいけないという場合、どういった租税体系、どういった税が一番いいかということは、アダム・スミス以

来経済学者を非常に悩ませた問題であります。現

在の財政学で、どういう租税体系、どういう税制が一番いいかということを基礎づける理論のことと規範的な租税論と申しますが、これは三つありますて、一つはこれからご紹介いたします包括的所得税論という考え方であります。もう一つが支出税論あるいは生涯支出税論という考え方であります。それから、三番目が割合論的に難しいのですぐ、最適課税論といわれる立場です。日本の代表的な財政学者で、少しレッセルを貼つて強引に分けてしまいますと、包括的所得税論の立場をとっておられるのが東大の宮島先生とか一橋の石先生。支出税論は野口先生とか日塚先生。最適課税論が本間先生とか東大の井堀先生です。そのうちの一つ、包括的所得税論をお話ししていきたい

の三つになるのではないかと思います。

まず、一番目は課税ベースの包括性と同質性。課税ベースを非常に広くとる。包括的所得という言葉がついておりますが、いわゆる所得という概念を非常に広くとつて、労働所得であるうと資本所得であるうと課税対象にします。労働所得であつても、賃金という貨幣形態をとろうと、例えば社宅という利益を会社から受ける、これはフリンジ・ベネフィットと申しますが、いわば現物所得ですけれども、お金の形をとろうと現物の形をとろうと、そういうた所得には税金をかけましょう。つまり、消費あるいは資産蓄積に回せるお金あるいは回している現物は、すべて税金の対象にしようということで非常に範囲が広いわけです。

農家の自家用の野菜やサニシキも、市場に出せば貨幣所得となつて所得税が課さますが、サニシキを市場に出さないで自分で食べる分を非

課税にしますと、サラリーマンがササニシキを買ったときにはその元本に課税されているわけですから、非常に不公平になりますので、全部課税しましょうということあります。

以下のお話で重要なところは、労働所得も利子所得も全部課税対象にしましようということです。キャピタルゲインも、その発生ベースであると、実現ベースであろうとすべて課税する。株価が天井だと思わなければ持つていればいいのですけれども、五〇万円の株価が一〇〇万円になつた、まだ上がると思って持つてます。そのときには、五〇万円のゲインが発生してありますので、実現していませんが、それに課税をしようとすることです。

ここが大事なところですけれども、同質性といふのは所得の違いを見ない。Aさんが労働所得で一〇万円を得た、Bさんが配当として資本所得一

〇万円を得たとすると、同じだけ課税する。所得の違いを見ませんということです。

俗にクロヨン論議でいわれている非常に抽象的な例は、サラリーマンの方が農家よりも所得税が多くなっている。同じような経済力を持っている方が税金が多い。それをいけないとというのは、恐らくその基礎にあるものは、包括的所得税論の考え方で、所得の性格の違いによる税金の負担能力の違いを見ないということです。所得が同額であれば同じだけ税金を負担すべきだという基準があるのに、農家の方が軽いというのはおかしいじゃないかという議論になります。それが包括的所得税論の一環であります。

したがって、また、例えば利子所得を一〇万円得た人と、配当所得を一〇万円得た人とは、同じだけ税金を負担すべきだというのが求められるこ

とになります。

それから、包括的所得税論の一番目の特徴は公平課税を重視する。先ほどのままで、租税原則には、公平性と中立性とあるんですけれども、どちらかというと公平課税を重視する。それいろいろな所得を総合的に合算して、それが同額であれば同額の税金の負担をする。AさんとBさんで年間の所得額を計算したら同じだった、そうすると、同じ所得額であつたから、それは同じだけ税金を負担しなさいというのが、包括的所得税論による水平的公平の原則です。似た者同士は似たような税金を負担をしなさい、そして、似た者同士の定義をその所得額で見る。

それから、継の公平は、いわゆる総合累進課税を重視する。利子であろうと配当であろうと、AさんならAさんの所得を全部総合的に合算した上で、それに累進課税を適用する。したがって、現

在日本のように利子が分離課税されている、労働所得は国税で申しますと五〇%までの累進課税で

すけれども、それとは別枠で、利子とかキャピタルゲインは課税されるという事態は、包括的所得税論の立場からしますと不公平きわまりない、利子も合算して課税すべきだ。

労働所得は、三〇〇〇〇万円を超えると五割課税されるのに、利子はいくらあっても一割だとうのはおかしいので、全部合算して一〇%～五〇%の税率段階表を適用すべきだというのが包括所得税論の考え方であります。これと対応したもののが分離課税という考え方で、所得の性格が違うものを一々合算する必要はなく、それぞれ特性に応じて課税すべきであるというのが分離課税論であります。

それから、三番目の特徴は、これは包括的所得税論の特徴だけではありませんが、税負担を個人

レベルでとらえる。企業の税負担という概念は無意味である、企業に税金をかけば、当然その税負担は、企業の経営者か、労働者か、出資している株主か、あるいはその品物を買っている消費者か、いずれかに転嫁されているはずなので、つまり個人ベースに負担が行っているはずなので、独自の企業税というのは包括的所得税論の考え方からでは出てこないということになります。

以上、課税ベースの包括性と同質性、公平課税の重視、税負担を個人レベルでとらえるということになります。

では次に、こういう立場からすると、法人税はどう位置づけられるのか、統合問題はどういうことになるのかというお話をしたいと思います。

包括的所得税論を米国で主張した古典的な学者であるサイモンズは、非常にシンプルな法人税廃止論者でありまして、法人税はない方がいい、個

人の配当の段階で課税すればいいし、キャピタルゲインも個人の段階で課税すれば法人税は要らない、といいました。非常に純粋な立場を極めてストレートに、理想にふさわしい形で述べたものです。

ところが、法人が全部配当すればいいのですけれども、内部留保する。留保部分を個人段階で同時に、正確に課税すれば、法人税は不要になりますけれども、その法人が留保したからといって、留保がすぐキャピタルゲインに反映して、またすぐにそれに課税することは難しいというのを、包括的所得税論もサイモンズ以外の人たちは、法人税で内部留保に対する課税をするという狙いを持って、一応法人税の存続を前提としたしまして、なおかつそれで個人段階でも総合累進課税がうまくいくようなシステムはないだらうかと考えました。それが統合問題である。

もし、法人税を課して配当に対する税のところを何も調整しないと、包括的所得税論の考え方では、法人の所得は企業の所得と見ないで法人に出資している株主の所得と見ますから、一度法人税が課されて次に個人の配当段階でまた課税されるということになりますと、株主の配当に回される部分が、法人段階と投資家段階とで二回課税されるということになります。それはおかしい、不公平だ。法人企業の債券を買えば、法人段階では利子が控除されていて、受け取り利子だけに課税される。ところが、何の調整もしない法人税システムですと、法人税がやがて配当に回される部分にも課税され、しかも、今度受け取り配当にまた課されるということで、これは二重課税で不公平である。

それから、留保部分にも、例えば日本ですと法人住民税を入れると五割くらい税金がかかってい

ますから、一律ボーンと五割かけられる。ところが、包括的所得税ですと、総合累進課税ですから、それぞれの個人の税率表に即したところで課税する必要があるのに、一律に五〇%課税されてしまう。例えば、限界税率が五〇%より低い株主にとっては取られ過ぎでありますし、五〇%より高い、住民税を入れて六四%という高い株主にとっては、五〇%しか取られないのは一部軽減されていることになる。個人の税率表で適用される税率全部でやる必要があるので、何も統合しないと非常におかしいということになつて、何らかの統合をする必要があるので、統合方式が必要となる理由であります。

結局、その法人税が個人所得税の前取りである、前取りをきちんと調整しないとだめであるといふのが、統合問題に対する考え方であります。したがつて、統合の基本的な考え方をもう一度

述べますと、法人税を株主の所得に対する課税の前取りと位置づけて、個人所得税と法人所得税の

税制全体では、法人所得に対する税負担が、個人所得税の限界税率に等しくなることを目指すということであります。例えば、配当以外で二〇〇〇〇万円の所得がある人がいて、ここで配当を一〇〇万円得たとしたら、現在国税だけ考えますと限界税率は五割ですから、その上積みの配当一〇〇万円に対しても五割だけ課税されるのはいい。そのように税制を組み立てるべきであるというのが、統合の考え方であります。

では、どうするんだということですが、まず最初に本來的な統合法を紹介しまして、次に現実に

三、支払配当控除とインピュテーション

取りされた法人税額を全額控除する。ちょうど法人税が我々の今の賃金の源泉徴収のように、一人ボーンと取られているので、その取られた分と残りの所得とを合算し、税込みの所得にとにかく個人所得税を課さなければいけませんので、株式持ち分によって配分をして、それにかけるべき個人の税率を計算して前取り分としての源泉徴収された分を除く。結局何をやっているかというと、中間を除きますと、最初にいいましたように、法人所得を個人株主にちょうど案分して、所得税だけを課しているということであります。

結局、企業の所得を個人の株主に配分して個人所得税を課しますので、包括的所得税論による公平概念は満たす、これが一番いいということになります。

ところが、これを実施したところがどこもなくて、非常に実施が困難である。つまり、株式の保

採用されている統合法を紹介したいと思います。

包括的所得税論からすると、本来的には、完全統合法とかあるいは株主配分法といわれるものが、理想的な統合方法であります。つまり、株式の持ち分に応じて法人所得をそれぞれAさん、Bさん、Cさんというふうに案分をする。例えば法人所得が一〇〇だけあって株主が二人いたとする。それを株主の株の保有比率で案分をして、二・一・一ということであれば、Aという株主には五〇所得が発生した、それから、Bという株主には二五、Cという株主には二五所得が発生した、その所得にちょうど個人所得税を課すような方法がいいというのが完全統合法であります。

したがって、完全統合法は、法人所得に一たん法人税を課税して、法人税込み所得を株主に案分し、それに個別株主の限界所得税率を課して、前有比率で案分するといつても、株式をずっと持つていればいいのですけれども、投資家は儲けるために株式を持っていますから、最適な保有期間が過ぎれば売りますし、株式はどんどん転売される。また、評価がはっきりした株ばかりであればいいけれども、非上場企業のような評価のはつきりしない株を持っていると、あの人の株式はどれだけだと一々計算をやるのは、非常に難しいということで、かなり強力に統合を訴える人も、これは実際的ではないということで、一度も採用されたことがない。

では、実際にはどうするかというと、もう留保部分はあきらめる、留保部分を個人に帰属させて、それで課税するという方式はやめてしまうということであります。せめて配当だけ、ちょうど個人所得税で課せるようにやろうじゃないかといふことで部分統合法がある。それは配当にだけ調

整しますよということです。

いろいろな方式があるけれども、インピュテーション法と支払い配当控除法があります。

先に支払い配当控除法を見ますと、これはもう皆様ご存じだと思いますけれども、現在法人税を計算するときには借り入れ利子を控除しておりますが、それを配当にも拡げまして、法人税の対象から配当部分を除く。法人税の課税対象を計算するときに、いわゆる広い意味での利潤から配当を取りしてしまう。だから、法人税は留保利潤税になり、配当部分に対しても法人税を課さない。そうすると、そこから配当されれば、投資家段階だけで、例えば個人段階だけで課税されますので、先ほど申し上げましたように、配当の一重課税という問題は生じないということです。支払い利子は控除されるので、利子の二重課税が生じない、個人が受け取った段階だけで課税されるというのと

オーストラリア、ニュージーランドなど、割合採用されておりまして、実際に採用されている方法では有力であるということです。

インピュテーション法と支払い配当控除法をちょっと比べると、これは収益を確保するという点ではインピュテーション法の方が便利だといわれております。これは先ほどいました非課税組織の問題と関連しますが、非課税組織に支払われた配当は、課税されませんから、支払い配当控除法ですと、配当に対する税金が全然なくなってしまいます。利子も、支払い利子控除ですと、非課税組織の場合は、税金ゼロとなります。

インピュテーション法の場合ははどうかというと、インピュテーション法をそのまま適用しますとやっぱり税金は取れません。一たん法人段階で取りますが、非課税組織に対する税率はゼロなので、取ったものを全部還付する。還付してしま

同じでありますと非常にうまくいくというのが支払い配当の控除法です。

インピュテーション法というのはちょっとややこしくて、これは法人段階で配当部分にも課税してしまう、いわば源泉徴収をしてしまうけれども、受け取り段階で法人税の前取り分を控除します。一たんとって戻しましょうという、いわゆる税額控除法といわれるものです。例えば法人段階で五〇だけ税金を払ったとしたら、個人段階で五〇を戻してくれますということになります。したがって、これは法人段階で一たん取ったものを戻しますので、プラスマイナスでイコールゼロで、法人段階の税はキャンセルアウトされて、個人段階での税金だけになるということになります。これがインピュテーション法であります。

このインピュテーション法は、イギリス、フランス、ドイツなどのヨーロッパ諸国とか、カナダ、

ますと支払い配当控除法と同じようになります。

ところが、そこを柔軟に考えて、非課税組織にはちょっと不平等なのですが、適用しない、還付しない。インピュテーション法が強く行われているところは源泉課税をする国ですから、非常に不公平なのだけれども、源泉課税によりもう取り放しにして控除しませんよということができます。支払い配当控除法はもちろん法人段階で控除してしまいますので、税金を失ってしまうということになります。そうすると、大蔵省など税収を確保したいところは、インピュテーション法を課税投資家には適用して、非課税投資家には適用しないという非常に複雑な方法をとることができるので、インピュテーション法と支払い配当控除法を比べると、税収確保という基準をとれば、インピュテーション法の方がいいということになります。

日本の大蔵省も、この種の議論をするときに、支払い配当控除法には非常に否定的です。どちらかというと、支払い配当控除法の方が実施は簡単なんです。法人段階で利子控除と同じようにやってしまえばいいわけで、インピュテーション法は、一たん取ったものをまた戻すという非常に複雑なことをやらなければいけません。そんなことやらないでいいんだから、税務執行上は支払い配当控除法の方がいいかなと思うんですけれども、政府税調の中で大蔵省などは、支払い配当控除法は、非課税組織とか外国人の投資家に対して自動的に統合の恩恵が及んでしまって、税収が減ってしまうことを非常に危惧しております。それで、どちらかというと、税収確保にはインピュテーション法の方がいいということになります。

今までの話の流れを改めて整理しますと、包括的の所得税論とは統合をいう、ただ、統合というけ局、特定の資産所得が課税上差別されないということです。中立という場合、税金を取らないのが一番中立的なんですけれども、それは問題を回避したことになりまして、税金を取らなければいけないという制約を置いたときに中立的に課税する。そうすると、ひとしく課税すればいいんですが、インピュテーションの場合どうなるかということで、「インピュテーション法と課税の中立性」についてお話ししたいと思います。

表1を御覧下さい。課税投資家と非課税投資家に分けます。課税ポイントは、一番目が法人段階、二番目が投資家段階です。そして、税額が、全体でどうなるかということになります。法人で課税されているのも、投資家の税負担だという考え方で、全体でどうなっているかを見る。課税投資家と非課税投資家の違いは、法人段階ではともに税金をかけられますけれども、投資家段階では非課

れども、現実的に採用されるのは配当に対する調整のみで、インピュテーション法と支払い配当控除法とがあり、そして、税収確保の面ではインピュテーション法の方がすぐれている。いわば、実際に採用される統合法では、インピュテーション法はエースといいますか、かなり高い位置づけがされている。では、インピュテーション法というのはそんなにいい方法かということを、以下検討させていただきたいと思います。

四、インピュテーションと課税 の中立性

今度は、最初に申し上げましたキーワードの一番目の、課税の中立性というところから、インピュテーション法を検討してみたいと思います。

課税の中立性といっておきますけれども、結

税投資家はかけられません。

まず、資金を提供している人が普通の課税投資家である場合を考えます。記号は、利子・配当の個人所得の限界税率を t_m としまして、 t_m を法人税率といたします。そうすると、借り入れ（利子）の場合、例えば投資家が債券を買ったとしますと、法人段階では利子控除がありますので税金はゼロであります。投資家段階で利子を受け取った t_m だけ税金がかかりますので、投資家が債券を買いますと、課税投資家の場合、総税負担は t_m になります。

次に新株発行、すなわち配当を得ますと、法人所得が発生したときに法人税率が課せられますので、法人段階で t_m ということになります。インピュテーション法では、投資家段階で一たん t_m をかけますが、前取りの t_m を税額控除してくれますので、投資家段階での税負担は $t_m - t_m$ とい

表1 インピュテーション法と課税の中立性

a 資金供給者が課税投資家のケース

tm : 利子・配当の個人所得限界税率
tc : 法人税率
tg : キャピタルゲイン税率

	法人段階	投資家段階	総税負担
借り入れ(利子)	0(利子控除)	tm	tm
新株(配当)	tc	tm-tc	tm
留保(キャピタルゲイン)	tc	(1-tc) tg	tc+(1-tc) tg
留保を重課			

b 資金供給者が非課税組織のケース

<インピュテーション法を適用せず源泉課税を投資家段階で税額控除しない
—これが可能なのが同法のメリット>

	法人段階	投資家段階	総税負担
借り入れ(利子)	0(利子控除)	0	0
新株(配当)	tc	0	tc
留保(キャピタルゲイン)	tc	0	tc
借り入れを優遇			

<インピュテーション法を適用する場合>

	法人段階	投資家段階	総税負担
借り入れ(利子)	0(利子控除)	0	0
新株(配当)	tc	0-tc	0
留保(キャピタルゲイン)	tc	0	tc

課税投資家のケースと同じく留保が最も重課される。

中立性を達成しようとすると、 $tc=0$ が必要。利子を含めて法人所得から税があがらないので、中立的課税とは言えない。この点支払い配当控除法も同じ欠陥を持つ。

うことになります。そして、ネットでは $tg+(tm-tc)$ となり、総税負担は tm になります。

次に、留保(キャピタルゲイン)の場合、法人所得が発生したら、そこでやっぱりただけ課税される。そうすると、実際は $1-tc$ 分だけ留保できますので、その部分がキャピタルゲイン、株価上昇になって、そこにはだけ税金をかける。 tg というのは、キャピタルゲインの税率であります。したがって、留保については、 $tc+(1-tc) tg$ ということになります。

インピュテーション法だと、借り入れと新株に関しては同じだけ税金を課しますので中立的にになりますが、やはり留保部分に対する重くしてしまいます。これは当然でありますので、留保部分についてはあきらめでおりません。留保を一たん法人段階で課税して、キャピタルゲインに合うような何の調整もしておりません。留保を

は、また tg を課しているということになります。

次に、資金供給者が非課税組織のケースです。ちょっとと前後しますけれどもインピュテーション法を正直に投資家段階でも適用するとした場合を先にお話ししたいと思います。つまり、非課税組織も配当部分に関しては税額控除を受けられる措置をしたとします。

まず借り入れについては、一円も税金を払わないことになります。法人段階で利子控除、投資家段階でゼロですので、税金の負担はゼロ。新株の場合には、法人段階で tc が課税されるけれども、投資家段階で税額控除しますので、やはり税金の負担はゼロとなります。ところが、留保については、インピュテーション法の場合は何の調整もしませんので、法人段階で tc で、投資家段階ではキャピタルゲイン税もゼロですので、総負担は tc といふことで、課税投資家のケースと同じく留保が最

も重課される。

もし中立性を達成しようとすると、当然留保に税金がかからなくようにならなければいけません。そうしますと、非課税組織については税金は一円も上がらないことになりますて、中立的な課税とはいえない。この点では、支払い配当控除法も同じ欠陥を持ちます。

インピュテーション法のメリットといふのは、非課税組織の場合にはインピュテーション法を適用しないで税収確保ができるところにあります。同法を適用しないで配当の源泉に対する課税を投資家段階で税額控除しない。そうしますと、借り入れは当然ゼロ、新株は法人段階で t_c だけ課税され、投資家段階で控除しませんので、総税負担は t_c 。留保は、やはり法人段階で t_c だけ課税され、投資家段階では控除しませんので、総税負担は同じく

t_c ということになります。しかし、そうすると、今度は、借り入れと新株の中立が達成できないことになりますて、新株と留保は中立的だけれども、借り入れを優遇してしまう。すなわち、エクイティ・キャピタルの調達について、課税上非常に冷たい措置になってしまふことになります。

以上、インピュテーション法の限界は中立的課税ができないということです、まとめますと次の二つになります。

一つは、留保を法人段階で一律課税して、配当は個人の限界税率で課税するということです。これをどちらかにそろえて、法人段階も個人の限界税率で課税しようとしたのが完全統合法ですが、それは無理なので、留保は一律課税にしてしまう。そして、個人は配当だけ限界税率で課税しようとすると、やつする。やつすると、新株と留保との間にアン

バランスが生じ、課税の中立性がなくなってしまうことがあります。

もう一つは、もし非課税投資家で中立性を達成しようとすると、留保に対してゼロとしなくちゃいけないので、法人税収がなくなってしまう。法人所得について、法人税収はゼロになってしまふ。

五、包括的事業所得税の考え方

次に、ではこれとは違う考え方はないのかといふことになりますが、それが非伝統的な統合法といわれるものです。これは、実は一九九一年に米国の財務省が提案した方式で、CBIIT法といわれる方式 (Comprehensive Business Income Tax) です。包括的なビジネス・インカムに対する課税ですか、事業所得税方式であります。

その仕組みをみますと、まず企業の支払い利子控除を否定する。課税ベースに利子も入れ、我々が考えているいわゆる利潤プラス利子に企業課税を行う。そして、投資家段階で配当税とか利子税を廃止する。また、キャピタルゲインがどうなるかが非常に重要な問題ですが、ここではわかりやすくようキャピタルゲインも投資家段階ではゼロとする。すなわち、法人段階で、利子、配当及び留保部分に全部一律に課税し、これまでの話からすると、投資家段階はみんな非課税組織になるということです。直観的にいえば、利子であろうと、配当であろうと、留保であろうと、法人段階で一律に源泉課税してしまう方式であります。

インピュテーション法では、留保に対しては一律課税で、個人の限界税率での課税をしたかったなんだけれどもできないので、おかしいことになつた。そこで、CBIIT法はどうするかといふと

利子も含め企業段階で一律課税してしまう。そうすると、こちらの問題は出てこない。全部一律に課税しておりますので、非課税投資家であらうと課税投資家であらうと、みんな非課税投資家になりますけれども、企業段階で全部課税されてしまいしますので、非常に荒っぽくいうと、資産所得税が個人段階で廃止される。その部分を企業段階で源泉徴収してしまるのがCBIT法といわれる方式であります。

課税の中立性を少し検討させていただきますと、表2にありますように、結局、投資家段階で利子、配当、キャピタルゲイン、について課税されませんので、投資家を課税、非課税と区分する必要はありません。みんな非課税です。そうしますと、利子所得はいつ課税されるかというと、法人段階で利子控除否定という形で、tcという形で税金が負担される。投資家段階でゼロですのや、

総税負担はtcとなることになります。そして、配当部分もtc、投資家段階でゼロ、留保もtcだけ課税されて、投資家段階でゼロで、税金の負担はtc。三つとも同じだけ税金の負担になります。

ただ、じつにちょっと説明をはしりましてtcといつておられますけれども、これは別に法人である必要はありません。企業であればいいので、法人企業である必要はありません。CBIT法を適用される企業であればいいので、別に非法人であっても結構です。

これをインピュテーション法と比較しますと、三つぐらいのことがいえるんじやないかと思います。

まず、借り入れ、新株留保、の選択について中立的である。それも、課税投資家、非課税投資家を問わず中立的である。これは先ほどいましたように、留保に一律課税、配当に限界税率課税を

表2 非伝統的統合法（CBIT法：包括的事業所得税法）と課税の中立性
投資家段階で利子・配当・キャピタルゲインについて課税されない。したがってこの方式では投資家を課税・非課税と区分する必要はなくなる。

法人段階	投資家段階	総税負担
借り入れ（利子）	tc（利子控除否定）	0
新株（配当）	tc	0
留保（キャピタルゲイン）	tc	0

していたインピュテーション方式を、一律源泉課税という形で一貫させるからであります。課税の中立性を政策目標に挙げるとすれば、どちらかにそろえなければならない。そろえる道は、両方限界税率にするか、あるいは一律課税にするかですけれども、もし留保に対して限界税率で課税することが不可能であるならば、やはり一律課税の方でそろえるしか方法がないのではないか、これが私が現在考えていることであります。どうしてもできないことをずっと掲げ続けるより、少しうまることをやった方がいいんじゃないかということです。

それから、ポイントの一一番目は、利子控除否定が割合効いていまして、利子控除を否定しますから、非課税投資家についても利子部分について課税できるということであります。利子控除を認めているということは何を期待しているかという

と、投資家段階での利子課税を期待しているんですね。

そこへ、現在の資本市場で非課税投資家が大きく出てきて、投資家段階で利子税を課されない人が多く出てきた。そこで借り入れとエクイティ・キャピタルについて中立性を貫こうとするところ、もう源泉でつかまるしかないんじゃないかということになります。だから、この提案では、利子控除否定というのが割合効いてるんじゃないかと思います。

インピュテーション法では、何度も申し上げますように、暗黙に利子控除を認めて、利子も投資家の限界税率で課税することを考えておりますから、非課税組織のときには利子税収を得られないことになります。そうすると、中立性を保とうとすると、エクイティ・キャピタルが生み出す所得に対して税金を取ってはいけないということになつて、法人税収は取れることになつてしまひ

ます。

それから二番目として、税務執行はどうちがよいかというのは、恐らくCBI法の方が容易じゃないかと思います。つまり、取りっ放しでありまして、税額控除を認めることはしておりませんので非常に簡単である。実は、インピュテーション法が、税収確保の点から非課税組織について還付をしないといふ措置をとれるから利点になっているのは、CBI法を一部分、実質的に援用してしまつているわけです。配当部分に対して全然税額控除をしないわけで、そこだけとれば、この方式を知らない間に少し使つてはいる。それを、利子控除と併存させたまま、極めて奇妙な形でやつてあるんじゃないかということになります。

六、今後の税制改革論議について

最後に、日本の税制改革の論議に対してものインピリケーションを若干述べさせていただいて、終わらせていただきます。

現在、政府税調で議論されている法人税は、課税ベースをどうするかという話はしていますが、それは貸倒れ引当金とか現在の課税ベースをどう拡充するかというところに今のところは重点が置かれています、この種の統合問題まではまだいっていないようです。

現在、日本の負担調整システムはなく一部でなされておりまして、これは皆さんご存じだと思いますけれども、個人の課税投資家について、一部受取り配当税額控除法というのがとられていまし

て、株主段階で受取り配当の一一定割合を税額控除するといふことあります。したがつて、現在、利子だむ0.2、配当の場合は、 $tc + (1-tc)tm - 0.1 \times (1-tc)$ の課税で、配当については、 $0.1 \times (1-tc)$ だけ税金を少しまけましょつといふことです。それから、留保に対する税は、 $tc + (1-tc)tg$ です。キャピタルゲインもいろいろ問題はあるますが、申告分離課税を選択するとtg(国税)は0.2で、tcだけで0.5ぐらいありますから、借り入れ(利子)を圧倒的に優遇していることは明らかであります。

今までの政策レベルでの議論でもこれを感じようかという話はあるんですけど、インピュテーション法でやるべきだという議論が一つと、今の方針は結構簡便でうまくいっているんじゃないかなという議論と両方ありますから、インピュテーション法か受取り配当税額控除法かという動きです。

ところが、受取り配当税額控除法というのは、いつてみれば法人税の前取り分の一部分だけ税金をまけましょうということですので、インピュテーション法のごく部分的な方法である。ですから、今までの議論はインピュテーション法の内部の選択論議で、部分的にするか、より税務執行が難しいけれども完全なインピュテーション法にするかということだと思います。

きょうのお話では、やはりインピュテーション

法ないしは伝統的な方法の限界を認識すべきではないかということであり、むしろC B I T 法かインピュテーション法か、そちらの選択論を展開すべきではないかということになります。もつと突っ込んで考えますと、結局、資産所得を投資家段階で総合課税方式、すなわち投資家の限界税率で課税することがいいかどうかということです。C B I T 法というのは、一種の一律源泉分離課税

実質的な効果と、労働所得累進課税、資産所得分離課税という方式と比べる必要があるんじやないかなと思います。

最後に一言だけいわせていただきます。

C B I T 法というのは非常に変な方法ですけれども、実際に日本でも、その考え方の一部分は使われています。これはどういうことかというと、日本はご存じのように株式持ち合いが非常に多い。法人が法人に資金を供給している。法人が法人に資金を供給している場合どういうことかといふと、法人の利子は、支払い利子控除は認められますがけれども、受け取り利子には法人税が課せら
れているわけです。それから、法人が別の法人に配当するときには、そこで源泉課税が行われ、配当税が課されています。だから、配当部分に対しても法人税が一部課されていて、利子にももう既に課されている。それから、法人の株式持ち合い

です。労働所得は累進課税方式で行い、資産所得に対しては、労働所得よりもっと低めの分離課税にするということになります。今の労働所得の非常に高い限界税率に即応するような形で、資産所得を総合課税することを理想にした方式がインピュテーション法ですが、それにこだわるよりも、むしろ資産所得の課税の仕方といいますか、そちらの方に議論を移していくかないと思います。

それは、税率にもよりますが、労働所得に非常に高く課税して、資産所得に低い税率で課税することは必ずしも不公平ということではない。むしろ資産所得を総合課税する場合に、実際に予想されるのは、経済が国際化していますから、資産所得がどっかに逃げてしまう。そして、労働所得の方は累進課税が効くけれども、資産所得は実質的には累進課税が効かないわけですから、そういう

で、株を余り売らなければキャピタルゲインは未実現ですから、キャピタルゲイン税率は投資家段階、つまり法人の段階では未実現である限りゼロになります。

C B I T 法と違うところは受け取り利子です。

C B I T 法は、支払い利子控除否定という形で利子税を課しているんだけれども、現実は受け取り利子課税で、三七・五%の法人税を一律課税しているということです。配当部分については、受け取り配当の一割相当額が課税されるのでそれはおかしいのですが、それがなければ最初の源泉課税だけですから、一律に課税するという意味では、法人の株式持ち合いを考えれば、C B I T 法はもう一部実質的に行われているわけです。だから、受け取り利子課税を支払い利子控除否定にすれば、限りなくC B I T 法に近づいてくるということです。ただ、個人の段階においては、そこまで

は及んでいないということじゃないかと思います。

まだ実証的な検討は全然やっておりませんし、いろいろ問題があるとは思いますが、私のお話は一応ここで終わらせていただきます。

質 疑 応 答

小山理事長 ありがとうございました。

多少お時間が残っておりますので、ご質問等なさる向きがございましたら、お手を挙げていただきたいと思います。

問 今、ベンチャー企業とかに資金金融をしようということが話題になっておりますけれども、借り入れではなかなかされにくいという段階で、新株でやった方がいいということをいわれております。そういう面で考えますと、C B I T 法という

に、これから資金を積み立てて発展していく企業なんかで、税率水準をどうするかとかいう問題はあろうかと思います。

問 C B I T 法は現段階では中立性という面ではすぐれているということですが、長期的な見通しとかそういうものは一応されているんですか。

答 現在のインピュテーション法には問題がありますといふことがいいたいこととして、長期的に日本の税制がどうなるかとかいうことではあります。C B I T 法を提案したアメリカの財務省報告書も、これはなかなか実現しないだろう、十年ぐらい議論をしてやる必要があるといったります。

と申しますのは、これは最後に申し上げました

けれども、企業のエクイティ・キャピタルと借り入れ資本に対する課税だけじゃなくて、資産所得税と労働所得税の課税バランスとか、そう

のは効果があるといえるんですか。

答 ちょっと難しい問題ですね。

まず、きょう全然お話ししなかつたんですが、C B I T 法で税率水準をどれぐらいにするかということです。今は現在五割です。それを、おっしゃるようなベンチャーキャピタルなんかに一律に適用するのはどうかなと思います。

ただ、C B I T 法のメリットは、エクイティ・キャピタルに非常に重課されているような状態を緩和する点では貢献するんじゃないかと思います。現在は、借り入れより新株発行で調達する方が企業にとってはきついということですので、借り入れをより優遇している、あるいは逆にいいますと、エクイティ・キャピタルを課税上重課している。そこを修正する点では、いい効果があくまでも予測されるという程度です。ただ、先ほども申しましたように、特にベンチャー企業のよう

いった租税体系全体の問題をはらんでいるんです。つまり、これをやりますと、僕はこれをもつと下げた方がいいと思いますけれども、資産所得を分離課税にして労働所得を累進課税にするということです。それを国民の間で合意するには、かなり大きな時間がかかると思います。

だから、問題としては租税体系全体に関係した議論なので、非常に長期のことであって、今の時点でどうなるかといわれても、私は今は答えられません。

問 金融の自由化がすすみ銀行、証券の壁がなくなってきたということで、C B I T 法を採用するのに、圧力が若干弱まってきたとは考えられないですか。

答 僕は、金融の圧力が弱くなつたのか強くなつたのかというのはちょっとよくわかりません。ただ、資産所得の課税の仕方です。利子、配当とい

うのは資産所得の一部ですけれども、資産所得の課税の仕方をめぐって相当もめると思います。まづ、背番号制を入れて総合課税すべきだという議論が当然出てくると思います。政府税調の文章を読みましても非常に微妙で、総合課税、総合課税といっておりますけれども、あれはやっぱり建前だと思います。これから議論すべきだというのが本音じゃないでしょうか。本当に総合課税をやる気かなという疑いは持っております。

小山理事長 よろしくうございりますか。——それでは、本日の講演会はこれで終わります。(拍手)

(はば よしひさ・早稲田大学教授)

(本稿は、平成八年七月一五日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)